

■長期優良住宅認定手数料

(円)

区 分		新 築			増 築	
		登録性能評価機関による 技術的審査が行われ 適合証が交付されたもの	適合証がないもの		登録性能評価機関による 技術的審査が行われ 適合証が交付されたもの	適合証がないもの
			住宅性能評価評価書が 交付されたもの	その他の場合		
一戸建ての住宅		6,600	16,000	49,000	9,800	74,000
共同住宅等	5戸以内	13,000	62,000	116,000	19,000	174,000
	6～10戸	23,000	99,000	186,000	35,000	279,000
	11～25戸	33,000	187,000	367,000	50,000	550,000
	26～50戸	62,000	321,000	658,000	94,000	986,000
	51～100戸	108,000	494,000	1,130,000	161,000	1,690,000
	101～200戸	178,000	901,000	2,090,000	267,000	3,130,000
	201～300戸	219,000	1,230,000	2,990,000	328,000	4,480,000
	301戸以上	234,000	1,492,000	3,670,000	351,000	5,500,000

※建築確認申請を併願する場合、上記金額に確認申請手数料が別途必要です。

■変更認定手数料(認定を受けた計画に変更が生じた場合)

長期優良住宅認定手数料の2分の1の額

例)新築の一戸建ての住宅で適合証付き物件の変更申請の場合 $6,600円 \times 1/2 = 3,300円$

※登録性能評価機関で技術的審査を受け適合証が交付された物件の計画変更につきましては、まず、登録性能評価機関にご相談をお願いします。

■変更認定手数料(譲受人(建売住宅や分譲マンションの購入者)が決定した場合)

1件(1戸)あたり 1,700円

■地位の承継申請(売買や相続等により所有権や建物の管理権限を承継する場合)

1件(1戸)あたり 1,700円